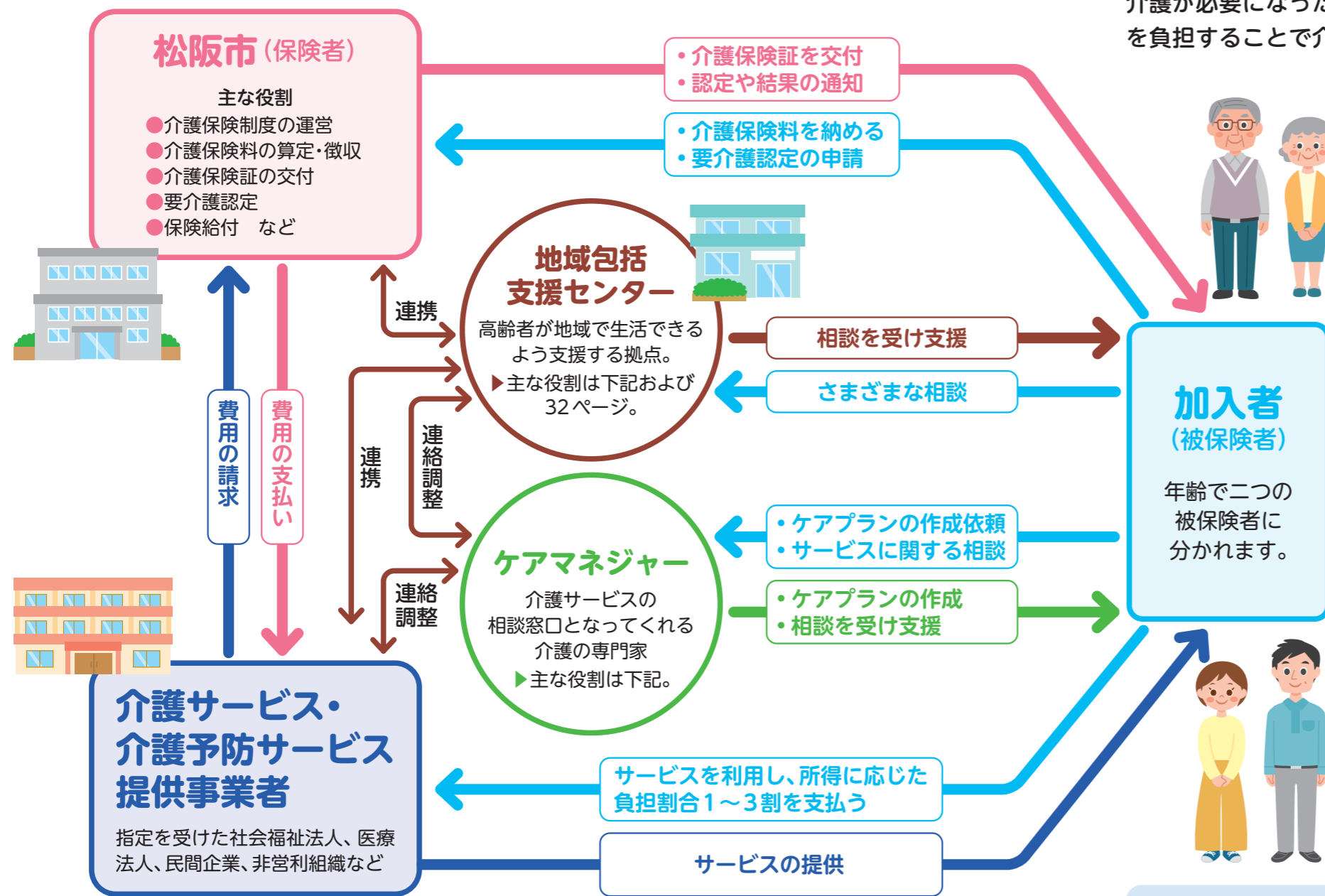


住み慣れた地域でいつまでも元気に

介護保険制度のしくみ



介護保険は、住み慣れた地域で安心して暮らし続けるための制度です。40歳以上の皆さんが加入者(被保険者)となり、保険料を納めます。介護が必要になったときには、費用の一部(1~3割)を負担することで介護保険サービスを利用できます。

65歳以上の方 (第1号被保険者)

【介護保険を利用できる方】
「要介護認定」(介護や支援が必要であるという認定)を受けた方。
(要介護認定 ▶ 8~9ページ)

※65歳以上の方は、介護が必要になった原因を問わず、介護保険を利用できます。
ただし、交通事故などの第三者行為が原因の場合は、松阪市へ届け出をお願いします。

40~64歳の方 (第2号被保険者)

【介護保険を利用できる方】
介護保険の対象となる病気※が原因で「要介護認定」を受けた方。交通事故などが原因の場合は、介護保険の対象外となります。

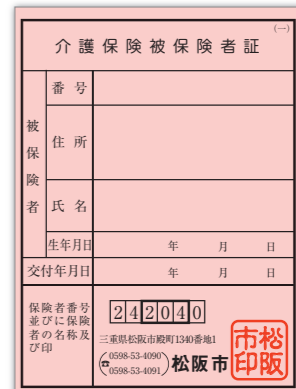
※介護保険の対象となる病気(特定疾病)には、下記の16種類が指定されています。

- #### 40~64歳の方が介護保険を利用するときに対象となる病気(特定疾病)
- がん(医師が一般に認められている医学的見解に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る)
 - 関節リウマチ ●筋萎縮性側索硬化症 ●後縦靭帯骨化症
 - 骨折を伴う骨粗しょう症 ●初老期における認知症
 - 進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病
 - 脊髄小脳変性症 ●脊柱管狭窄症 ●早老症
 - 多系統萎縮症
 - 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症
 - 脳血管疾患 ●閉塞性動脈硬化症 ●慢性閉塞性肺疾患
 - 両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

介護保険証

介護保険のサービスを利用するときなどに必要になります。大切に保管しましょう。

- [65歳以上の方]**
●65歳になる月に全員に交付されます。
- [40~64歳の方]**
●認定を受けた方に交付されます。
- 介護保険証が必要なとき**
- 要介護認定を申請(更新)するとき
 - ケアプランを作成するとき
 - 介護保険サービスを利用するとき など

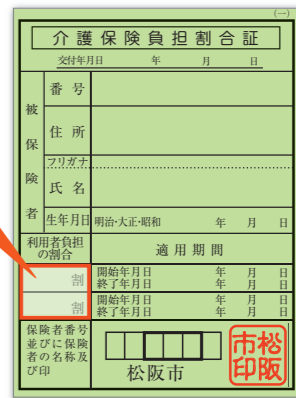


負担割合証

要介護認定を受けた方、介護予防・生活支援サービス事業対象者(事業対象者)には、負担割合(1~3割)を示す「介護保険負担割合証」が交付されます。

※負担割合に関して、詳しくはP.34

- 負担割合証が必要なとき**
- 介護保険サービス等を利用するとき
- 【有効期限】** 1年間(8月1日~翌年7月31日)



負担割合(1~3割)が記載されます。

介護保険証、負担割合証はイメージです。実際のものとは異なります。

「地域包括支援センター」とは?

地域の高齢者のさまざまな困りごとに対応する総合相談窓口です。(詳しくはP.32)

【主にどんなことをするの?】

- 高齢者やその家族、地域住民からの介護や福祉に関する相談への対応、支援
- 介護予防ケアプランの作成、介護予防事業のマネジメント
- 高齢者に対する虐待の防止やその他の権利擁護事業 など

「ケアマネジャー」とはどんな人?

ケアマネジャーは、利用者の希望や心身の状態にあったサービスが利用できるように導いてくれる介護サービスの窓口役です。利用者は居宅介護支援事業者を選ぶことができますし、変えることもできます。

【ケアマネジャーの役割】

- 要介護認定の申請代行
- ケアプランの作成
- 介護サービス事業者との連絡調整
- サービスの再評価とサービス計画の練り直し など

ケアマネジャーは正式には介護支援専門員とい「居宅介護支援事業者」等に所属しています。

